

公立大学法人山梨県立大学防災規程

(平成22年4月1日制定 法人2901号)

(目的)

第1条 この規程は、暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の自然災害又は火災等による大規模な災害（以下「災害」という。）において、その災害の拡大を防ぎ、又は災害を未然に防止するため、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）における防災について必要な事項を定め、本学の学生及び教職員等の安全と施設の機能を確保することを目的とする。

(理事長の責務)

第2条 理事長は、本学関係者の生命及び身体並びに施設等を災害から守り、教育研究機能の確保及び復旧並びに災害対策に関する必要な措置を講ずる。

2 理事長は、常時防火の徹底を期するため、防火管理者を置く。

(防災活動)

第3条 理事長は、災害を予防するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 防災に関する啓発及び教育
- (2) 防災訓練
- (3) 施設、設備及び危険物等の安全対策
- (4) 情報の収集及び連絡体制の整備
- (5) 避難経路及び避難場所の整備並びにその他の避難対策
- (6) その他防災に関する必要な事項

(通報義務)

第4条 災害の発見者又は災害発生の通報を受けた者は、第9条に定める防災対策マニュアルに基づき、直ちに事務局又は消防機関に通報した後、理事長にその状況を報告しなければならない。

(災害対策本部の設置)

第5条 理事長は、大規模な災害が発生し、又は東海地震予知情報（警戒宣言）（以下「警戒宣言」という。）が発令されたときは、直ちに山梨県立大学災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害対策本部長として本学における防災について統括する。

2 災害対策本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 災害対策本部長（理事長）
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 図書館長
- (7) 地域研究交流センター長
- (8) 保健センター長
- (9) キャリアサポートセンター長
- (10) 事務局長
- (11) その他災害対策本部長が必要と認めた者

3 災害対策本部長に事故があるときは、災害対策本部長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4 災害対策本部長又は災害対策本部長があらかじめ指名した者が不在の場合は、災害対策本部長又は災害対策本部長があらかじめ指名した者が任務につくまでの間、現場にいる教職員の中から災害対策本部長の代理者を決定し、その職務を代行する。

(池田キャンパス災害対策本部の設置)

第6条 災害対策本部長は、必要に応じて、池田キャンパスに看護学部長を本部長とする「池田キャンパス災害対策本部」を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、看護学部長が緊急を要すると認めるときは、池田キャンパス災害対策本部を設置することができる。

3 池田キャンパス災害対策本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 看護学部長
- (2) 看護学研究科長
- (3) 事務局次長
- (4) 池田事務室長
- (5) その他池田キャンパス災害対策本部長が必要と認めた者

4 池田キャンパス災害対策本部長は、災害対策本部長の指示に基づき、当該部署における防災について統括する。

(災害対策班の編成)

第7条 災害対策本部及び池田キャンパス災害対策本部に、それぞれの実情に即した災害対策班を編成する。

2 災害対策班の組織及び担当業務については、第9条に定める防災対策マニュアルによる。

(各学部等の責任者及び連絡員)

第8条 各学部、図書館及び事務局には、責任者及び連絡員を置かなければならない。

(防災対策マニュアルの作成)

第9条 各災害対策本部長となる者は、あらかじめ、それぞれの実情に即した防災対策マニュアルを作成し、教職員等に周知する。

(援助)

第10条 災害対策本部長は、災害発生時において学外からの援助を必要と判断したときは、山梨県等関係機関（以下「関係機関」という。）に対し、人員派遣及び救援物資の手配等を要請する。

(連絡調整)

第11条 災害対策本部長は、災害状況を的確に把握し、関係機関との連絡調整を図る。

(施設等の提供)

第12条 理事長は、関係機関から、近隣住民の緊急避難場所とするため又は被災地域における救護活動等のため、本学施設等の提供要請があったときは、可能な限りこれを提供する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、防災に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。